

第 15 期 決 算 公 告

名古屋市昭和区滝川町62番地の1
株式会社ホンダカーズ東海
代表取締役 高橋 一穂

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,282,940	流動負債	4,999,085
現金及び預金	311,216	買掛金	2,241,062
売掛金	797,776	短期借入金	870,000
商品	950,085	一年内返済長期借入金	510,755
仕掛品	18,094	リース債務	2,937
貯蔵品	8,711	未払金	33,683
前渡金	11,287	連結納税未払金	174,075
前払費用	31,923	未払法人税等	46,123
短期貸付金	873	未払費用	405,892
未収消費税等	10,233	前受収益	10,386
未収入金	45,856	前受金	523,297
仮払金	1,127	預り金	15,865
繰延税金資産	84,124	賞与引当金	165,006
立替金	11,642		
貸倒引当金(短期)	△ 13	固定負債	1,467,622
固定資産	8,255,229	長期借入金	1,330,550
有形固定資産	7,793,468	リース債務	1,987
建物	2,717,227	役員退職慰労引当金	3,053
構築物	266,767	預り保証金	48,470
機械装置	267,582	資産除去債務	83,560
車両運搬具	621,777		
工具器具備品	69,611		
土地	3,846,089		
リース資産(固定)	4,412		
無形固定資産	47,771		
借地権	17,095	負債合計	6,466,708
ソフトウェア	18,433	(純資産の部)	
電話加入権	8,377	株主資本	4,071,461
水道施設利用権	3,864	資本金	90,000
投資その他の資産	413,989	資本剰余金	318,436
投資有価証券	213,354	資本準備金	134,436
出資金	30	その他資本剰余金	184,000
差入保証金	100,023	利益剰余金	3,663,025
会員権	2,200	利益準備金	18,000
長期貸付金	31,692	繰越利益剰余金	3,645,025
長期前払費用	4,475	(うち当期純利益)	(481,732)
長期繰延税金資産	63,034		
破産更生債権等	6,409		
貸倒引当金(長期)	△ 7,230	純資産合計	4,071,461
資産合計	10,538,170	負債及び純資産合計	10,538,170

個別注記表

〈重要な会計方針〉

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| (1)商品(新車及び中古車) | 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| (2)商品(部品・用品) | 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| (3)仕掛品 | 個別法による原価法 |
| (4)貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------|--|
| (1)有形固定資産 | 定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設及び構築物については定額法を採用しております。 |
| (2)無形固定資産 | 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法 |
| (3)長期前払費用 | 均等償却 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|--------------|---|
| (1)貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2)賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
| (3)役員退職慰労引当金 | 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認めれるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1)消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| (2)連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |